これだけは知っておきたい!

消費生活のキホン

指導の手引き

目　次

1. 気になったのはカロリー?（食の安全安心）…… P. 1
2. 身の回りの製品でトラブル?（製品安全）…… P. 5
3. 街は契約だらけ!（契約・取引）…… P. 9
4. クレジットの魅力と多重債務（金融）…… P.15
5. ネットトラブルにご用心（情報）…… P.19
6. 音楽・ブランドにこだわるなら（知的財産権）…… P.23
7. めざせ!グリーンコンシューマー（環境）…… P.26
8. 消費者問題の歴史から学ぼう（歴史）…… P.29

※高校生向け消費者教育用教材は、教科の導入やホームルームでの使用など多様な使い方を想定しています。
本手引きに掲載している授業展開例は、授業やホームルームで指導する際のサンプルとして作成したものです。

気になったのはカロリー？

食品を選ぶ際の目安になる食品表示を中心に、食の安全安心について学びます。教材では、高校生に身近なカロリー（熱量・エネルギー）や糖類の強調表示、食品添加物、期限表示のほか、食の安全性を確保するための制度について取り上げました。

（１）食品表示に関する法律・制度

食品表示に関する制度

食品衛生法……　飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること
JAS法……　原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること
健康増進法……　栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係

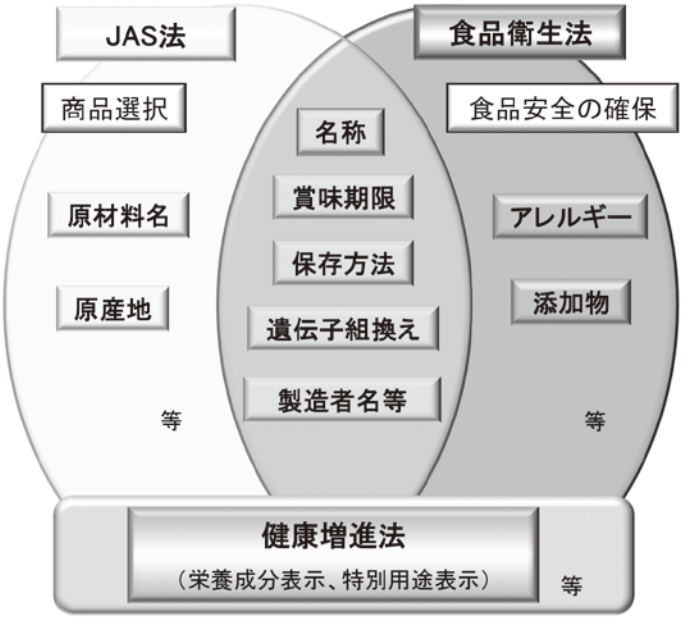

実際の表示例

名　称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも（遺伝子組換えでない）、植物油脂、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物（小麦を含む）、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー（かに・えびを含む）、香料、調味料（アミノ酸等）、卵殻カルシウム
内 容 量	81ｇ　賞味期限　この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	[redacted]39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分　1袋（81ｇ）当たり			（当社分析値）
エネルギー	483 kcal	炭水化物	37.6ｇ
たんぱく質	3.8ｇ	ナトリウム	330 mg
脂　質	35.3ｇ	食塩相当量	0.8ｇ

※栄養成分表示は任意

※このほか、景品表示法（虚偽、誇大な表示の禁止）、不正競争防止法（不正な競争の防止）、計量法（適正な計量の実施を確保）なども食品表示に関係します。

（出所）消費者庁「食品表示に関する制度について」（平成22年10月）

●ＪＡＳ法（「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の略称）〔農林水産省と消費者庁が所管〕

日本農林規格（JAS規格）と品質表示基準（食品表示）の２つの制度をその内容としています。

＜JAS規格制度＞

ＪＡＳ規格による検査に合格した製品にＪＡＳマークを付けることができます。マークをつけるかどうかは製造業者等に任されており、法律によって規制されるものではありません。

＜JASマークの例＞

ＪＡＳマーク
品位、成分、性能等の品質についてJAS規格（一般JAS規格）を満たす食品に付されます。

有機JASマーク
農薬や化学肥料の使用に関する有機JAS規格を満たす農産物に付されます。「有機JASマーク」がない農産物・農産物加工食品に「有機」「オーガニック」などと名称の表示をすることは禁止されています。

＜品質表示基準＞

消費者向けの全ての食品には、一定の品質表示が義務づけられています。

・生鮮食品（野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していない物）には、「名称」と「原産地」などの表示義務

・加工食品（生鮮農産物などを原料として製造された食品）には、「名称」「原材料名」「内容量」「賞味期限」「保存方法」「製造者」などの表示義務

＜期限表示＞

	消費期限	賞味期限
意味	期限を過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date)	おいしく食べることができる期限(best-before)で、期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるということではない。
表示方法	年月日で表示	・3カ月以内のものは年月日で表示 ・3カ月を超えるものは年月で表示
対象となる食品	急激に劣化しやすい食品	品質の劣化が比較的遅い食品
開封後の扱い	期限表示は、定められた保存方法による開封前の状態での期限を表示。 そのため、一度開封したら期限にかかわらず早めに食べる必要がある。	

●食品衛生法〔厚生労働省と消費者庁が所管〕

飲食によって生ずる危害の発生を防止するため、販売の用に供する食品・添加物に関する表示の基準、器具容器の規格・表示・検査などの原則を定めています。

※一日摂取許容量（ADI＝Acceptable Daily Intake　単位はmg/kg体重/日）
　食品に用いられる食品添加物などの化学物質について、生涯にわたり毎日摂取し続けても影響が出ないと考えられる一日あたりの量を体重1kgあたりで示した値。動物実験によって悪影響が見られなかった最大の量（無毒性量）に安全係数（通常1/100）をかけて算出しています。

●健康増進法〔厚生労働省と消費者庁が所管〕

国民の健康増進を総合的に推進するため、特別用途食品（乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復など特別の用途に適している食品）の表示や、栄養成分に関する表示の基準（栄養成分や熱量に関する表示、強調表示を行う場合の基準、栄養成分の機能を表示する場合の基準）を定め、虚偽・誇大表示を禁止しています。

●景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法の略称）〔消費者庁が所管〕

消費者がより良い商品・サービスを安心して選ぶことができるよう、過大な景品類の提供や実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示を禁止しています。

〔例〕無果汁の清涼飲料水の商品名に「○○オレンジ」と付けたり、果実の写真等を表示しながら、無果汁であることを明瞭に記載していない場合は不当表示となります。

●公正競争規約〔消費者庁長官及び公正取引委員会の認定〕

景品表示法により、事業者等が表示等に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。

〔例〕容器等に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名、製造業者名等を表示することや、例えば、牛乳の成分の特徴を表す「特濃」、「特厚」の用語を用いる場合の基準などを定めています。

（2）食品表示・安全についてさらに調べるために

・食品安全委員会（消費者向け情報）　**http://www.fsc.go.jp/sonota/ippan.html**
・（社）全国清涼飲料工業会　**http://www.j-sda.or.jp/**
・日本食品添加物協会　**http://www.jafa.gr.jp/**
・（財）日本健康・栄養食品協会　**http://www.jhnfa.org/**
・兵庫県食品衛生管理プログラム認定制度　**http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw14/hw14_000000016.html**
・ひょうご食品認証制度　**http://hyogo-agri.jp/ninshou/**

■授業展開例①「清涼飲料水の糖度とインスタント食品の添加物を調べてみよう」

＜学習のねらい＞

①清涼飲料水や加工食品に含まれているカロリー（熱量・エネルギー）や糖類等に関する品質表示や栄養成分表示に関心をもつ。

②食品添加物の使用目的と安全性について理解する。

＜授業展開例＞

過　程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導　入	○身近な清涼飲料水の表示をチェックする。	・生徒に身近な清涼飲料水（ジュース、果汁入り飲料やカロリーゼロなど）の包装容器を準備・配布する。
展　開	○清涼飲料水の包装容器を見て、カロリー（熱量・エネルギー）や糖類に関する表示や表現を書き出し、その意味について考える。 ・カロリーゼロ　・ノンカロリー　・糖質オフ ・甘さひかえめ　・ダイエット　など	・見つけた表示や表現をワークシートに書き出させて、言葉から受けた印象と比較しながら、表示の意味を確認する。 **※教材p.1を参照** ・健康増進法の栄養表示について説明する。
	○清涼飲料水の糖度を調べ、測定値、コップ1杯の時、350mlと500mlペットボトルの時を計算する。	・ビーカー、糖度計を用意し、使い方を説明する。 ・測定値は100g中の糖分であることを知らせる。 ・各班を回り、測定や計算ができているかを確認する。
	○わかったことを班で話し合う。	・インスタント食品（カップ麺）に含まれる塩分は、塩分計を使って測定できることを紹介する。
	○清涼飲料水とインスタント食品の品質表示を見て、使われている食品添加物を書き出す。	・清涼飲料水とインスタント食品の品質表示部分を拡大投影し、使われている食品添加物を確認する。 **※教材p.2を参照**
	○一日摂取許容量（ADI）とはどういうものか確認する。	・食品と食品添加物の違いについて伝え、一日摂取許容量（ADI）について説明する。 ・添加物の危険性をあおるのではなく、食品安全委員会による科学的な健康影響評価などの規制の仕組みを紹介しながら解説する。 **※教材p.2を参照**
まとめ	○清涼飲料水や加工食品を選択・購入する際に気をつけたいこと、品質表示の見方とその活用についてまとめる。	・本日の学習を振り返り、成果を確認する。

●ワークシート①の解答例

1.カロリーゼロ、ノンカロリー、糖質オフ、甘さひかえめ、ダイエットなど

2.糖度計での測定値×摂取量＝人体に摂取した糖の量
　100ml中の糖度がわかれば、350mlは3.5倍、500mlは5倍すればよい。

3.教材2ページを参照

4.手引き2ページを参照

5.キャッチコピーだけに注目しないで、品質表示や栄養成分表示も確認して選ぶようにする。

ワークシート①

年　　組　　番（　　）

清涼飲料水の糖度とインスタント食品の添加物について調べてみよう

1 清涼飲料水のカロリーや糖類に関する表示を書き出してみよう。

2 清涼飲料水の糖度を測定してみよう。

飲料名	測定値（糖度）	100ml中の糖類の量	350ml中の糖類の量	500ml中の糖類の量

3 清涼飲料水とインスタント食品の品質表示を見て、使われている添加物とその働きについてまとめてみよう。

添加物名	働　き	添加物名	働　き

4 一日摂取許容量（ADI）とはどういうものか、まとめてみよう。

5 清涼飲料水やインスタント食品を選択・購入するときに気をつけたいことを書こう。

身の回りの製品でトラブル?

身近な製品による事故・トラブルの原因を知り、使用上注意すべき点や被害の救済制度について学びます。教材では、高校生に身近なドライヤーなどの電気器具やガスカセットコンロ、コンタクトレンズの誤った使用方法や、クリーニングトラブルについて取り上げました。

(1)製品事故の防止に関わる法律・制度

●消費生活用製品安全法〔昭和49(1974)年施行〕

消費生活用製品の安全性を確保するための法律で、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故や家庭用シュレッダーの事故などを受けて改正され、重大製品事故の報告義務や公表制度が新設されました。

○重大製品事故情報報告・公表制度〔平成19(2007)年5月施行〕

重大製品事故(死亡・重傷病・後遺障害・一酸化炭素中毒事故、火災等)が発生したことを知った製造・輸入事業者は、そのことを知った日から10日以内に製品の名称、事故の内容等を消費者庁に報告しなければならず、消費者庁は報告を受けた事故情報を迅速に公表します。

○長期使用製品安全点検・表示制度〔平成21(2009)年4月施行〕

〔安全点検制度〕

対象製品:屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)、屋内式ガスふろがま(都市ガス用、LPガス用)、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機〈※対象製品の所有者は、所有者登録を行い、メーカーから通知される点検期間に点検を受ける責務があります。〉

〔安全表示制度〕

対象製品:扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機(洗濯乾燥機を除く)、ブラウン管テレビ〈※対象製品の製造・輸入事業者は、消費者に長期使用時の注意喚起を促す表示を行う義務があります。〉

●製造物責任法(PL法=Product Liability Act)〔平成7(1995)年施行〕

製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造事業者などに対して損害賠償を求めることができます。

損害賠償を受けるためには、被害者が①製造物に欠陥が存在していたこと②損害が発生したこと③損害が製造物の欠陥により生じたことを明らかにしなければなりません。製品事故が発生した場合は、製品を保管し、写真を撮っておくなど現場の状況を確認・記録することが重要です。

被害者救済の充実を図るため、製品分野別に設けられた民間のPLセンターに相談ができます。

(2)製品に表示されているマークの例

<法律に基づく義務マーク>　マークがないものは販売できません。

マーク名(法律名)	対　象		対　象	
PSCマーク (消費生活用製品安全法)	【特別特定製品】 乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器(ジェット噴流バス、24時間風呂等)、ライター	PS C	【特別特定製品以外の特定製品】 家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ	PS C
PSEマーク (電気用品安全法)	【特定電気用品】 電気温水器、電気ポンプ、電動式おもちゃ、自動販売機　等	PS E	【特定電気用品以外の電気用品】 電気こたつ、電気がま、電気冷蔵庫、電気かみそり等	PS E
PSTGマーク (ガス事業法)	【特定ガス用品】 瞬間湯沸器(半密閉式)、バーナー付ふろがま(半密閉式)、ストーブ(半密閉式)、ふろバーナー	PS TG	【特定ガス用品以外のガス用品】 瞬間湯沸器(開放式、屋外式、密閉式)、バーナー付ふろがま(屋外式、密閉式)、ストーブ(開放式、屋外式、密閉式)、ガスこんろ	PS TG
PSLPGマーク (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	【特定液化石油ガス器具等】 カートリッジこんろ、瞬間湯沸器(半密閉式)、ストーブ(半密閉式)、ふろがま、バーナー付ふろがま(半密閉式)、ふろバーナー、ガス栓	PS LPG	【特定液化石油ガス器具以外の液化石油ガス器具等】 ガス漏れ警報器、高圧ホース、低圧ホース、耐震遮断器、調整器、瞬間湯沸器(開放式、屋外式、密閉式)、バーナー付ふろがま(屋外式、密閉式)、ストーブ(開放式、屋外式、密閉式)、一般ガスこんろ	PS LPG

＜任意マーク＞　マークをつけるのは事業者の任意です。

マーク名（法律名）	対　象
JISマーク （工業標準化法）	日用品、台所用品、衣料品、電気用品、家具等さまざまな工業製品 （形状、寸法、品質、耐久度、使用法などが、国が定める基準(日本工業規格)に適合することを民間の第三者機関が認定）

＜損害賠償制度のあるマーク＞
マークがついた製品の欠陥が原因で事故が生じた場合、賠償措置が実施されることがあります。

マーク名（認定機関）	表示の基準等
SGマーク （(財)製品安全協会）	消費生活用製品安全法に基づいて制定された(財)製品安全協会の安全性認定基準に合格した製品のみに表示されるマーク。 （乳幼児製品、家具家庭厨房用品、スポーツ・レジャー用品、福祉用具製品等）
STマーク （(社)日本玩具協会）	(社)日本玩具協会が「注意ぶかく作られた安全に使用できるおもちゃ」と認める製品にのみ表示されるマーク。
SFマーク （(社)日本煙火協会）	(社)日本煙火協会が行う検査に合格した国内を流通する国産・輸入品のおもちゃ花火につけられるマーク。

（3）取扱い絵表示とクリーニング・トラブル

●家庭用品品質表示法

消費者が日常使用する家庭用品を対象に、品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定め、家庭用品の品質表示を適正でわかりやすくし、消費者が購入に際し不測の損失を被ることがないよう、品質表示の適正化を図っています。

衣服の洗濯絵表示は、日本工業規格(JIS)の繊維製品の取扱いに関する表示記号で規定され、洗い方や干し方、アイロンのあて方などの適切な取扱方法が表示されています。

＜絵表示の例と見方＞

■洗い方

- 40℃以下の液温で、洗濯機を使って洗える。手洗いも可。
- 30℃以下の液温で、洗濯機を使って洗える。ただし、弱水流または弱い手洗いがよい。洗剤は中性洗剤を使用する。
- 40℃以下の液温で、洗濯機で洗う時は洗濯ネットを使用する。
- 30℃以下の液温で、弱い手洗いがよい。
- 水洗いはできない。
- パークロルエチレン、石油系の溶液でドライクリーニングができる。
- ドライクリーニングはできない。

■しぼり方

- 手でしぼる場合は弱く、遠心脱水の場合は短時間でしぼる。
- しぼってはいけない。

■アイロンの掛け方

- あて布をして、高温度（180～210℃）でかける。
- 中温度（140～160℃）でかける。
- 低温度（80～20℃）でかける。
- アイロン掛けはできない。

■塩素系漂白剤の可否

- 塩素系漂白剤による漂白ができる。
- 塩素系漂白剤による漂白はできない。

■干し方

- つり干しがよい。
- 日陰のつり干しがよい。
- 平干しがよい。

①取扱い絵表示
（洗濯表示／洗濯マーク）

②繊維の組成
（使用している繊維名）

③付記用語
（取扱い注意事項）

④表示者名
（住所・電話番号）

（4）製品安全についてさらに調べるために

- 事故情報データバンク　**http://www.jikojoho.go.jp**
- 製品評価技術基盤機構（NITE）による事故情報　**http://www.jiko.nite.go.jp**
- 兵庫県生活科学総合センターによる商品テスト・研究情報
  http://www6.ocn.ne.jp/~seiken/shouhinntest.jouhouteikyou.html

■授業展開例②「製品事故・トラブルについて考えよう」

＜学習のねらい＞

①身近な製品でのトラブルに関心をもち、製品の正しい使用方法と警告表示の意味を理解する。
②製品事故・トラブルは製品の欠陥で起きる場合と、消費者の誤使用・不注意が原因で起きる場合があることを知り、消費者が注意すべき点、被害の救済制度について理解する。
③既製服の購入・取り扱いに関心を持ち、クリーニング・トラブルに対処できるようになる。

＜授業展開例＞

過　程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導　入	○身近な製品でのトラブル・事故の事例を写真や映像を通して知る。	・製品事故（再現）の写真や映像を入手する。 ※県の生活科学センター、製品評価技術基盤機構（NITE）など
展　開	○電気製品やガス用品でどんな製品事故があるか、どんな対策が必要か考える。 ・電気用品（ドライヤー） ・電源コード、テーブルタップ ・ガス用品（ガスカセットコンロ）　その他	・高校生が家庭や日常で利用する身近な製品で起きたトラブル事例を紹介する。 **※教材p.5、ワークシート②を参照**
	○取扱説明書や警告表示を確認して使用をしているか、警告表示やPSマーク、SGマークなどの意味を確認する。	・警告表示、PSマーク（PSCマーク、PSEマークなど）、SGマークを拡大したものを見せる。 **※教材p.6を参照**
	○衣類の取扱い絵表示の意味と適切な衣類の扱い方について確認し、クリーニング・トラブルを防ぐ方法を理解する。	・衣服の取扱い絵表示を拡大表示し、クリーニングに出すときの注意について解説する。 **※教材p.7を参照** **※ワークシート②を参照**
	○製品の安全を図る制度・仕組みについて理解する。 ・製品の欠陥と製造物責任法（PL法） ・長期使用製品安全点検制度および表示制度 ・製品事故情報の収集と公表（消費者庁の役割）	・ガス湯沸器による一酸化炭素中毒、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故など重大な事故情報が関係省庁で共有されずに対応が遅れたことから、消費者庁に事故情報を一元的に集約して対応することになったことを指摘する。 **※教材p.6を参照**
まとめ	○製品を選択・購入する際に気をつけたいこと、表示やマークの見方とその活用についてまとめる。	・本日の学習を振り返り、成果を確認する。

●ワークシート②の解答例

1　(1)B　(2)C　(3)A
2　(1)手引き6ページを参照　(2)①:B　②:A　③:F　④:E　⑤:D　⑥:C　⑦:H　⑧:G
3　教材6ページ、手引き6ページを参照

ワークシート②

年　　組　　番（　　）

製品事故・トラブルについて考えよう

1 下の絵は事故にもつながる危険な使い方です。どんな危険があるか記号で答えよう。

（1）

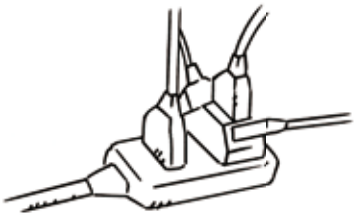

（2）

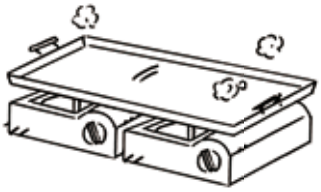

（3）

A.爆発して火災になる
B.ほこりが燃えて火災になる
C.過熱して火災の原因になる

2 既製服についている「品質表示」について調べてみよう。

（1）右上の品質表示をみて、わかることを書こう。

取扱い絵表示	繊維の組成	付記情報	表示者

（2）取扱い絵表示の意味を選び、記号で答えよう

①

（　　）

②

（　　）

③

（　　）

④

（　　）

⑤

（　　）

⑥

（　　）

⑦

（　　）

⑧

（　　）

A.液温は30℃を限度とし、弱い手洗いがよい。
B.液温は30℃を限度とし、洗濯機の弱水流または弱い手洗いがよい。洗剤は中性洗剤を用いる。
C.手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は短時間で絞るのがよい。
D.ドライクリーニングができる。溶剤はパークロルエチレン又は石油系のものを使用する。
E.アイロンがけはできない。
F.塩素漂白剤による漂白はできない。
G.日陰の平干しがよい。
H.つり干しがよい。

3 次のマークを調べ、その名称と意味を書こう。

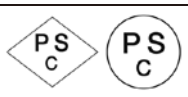	

街は契約だらけ?

高校生、大学生など若者に多い契約トラブルの事例を踏まえ、トラブルの防止・解決の方法や契約の基本について学びます。教材では、若者に多いキャッチセールス、アポイントメントセールス、デート商法、資格商法、マルチ商法、エステティックサロンのトラブル、敷金返還トラブルを取り上げました。

事例だけでなく、契約の基本、法律の基礎概念についても学べるように配慮してください。

(1)消費生活相談(苦情)が多かった品目(県立7生活科学センター、平成21(2009)年度)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
計	332	884	1,427	1,452	1,384	1,290	1,103
1	インターネット情報サービス 242	インターネット情報サービス 293	インターネット情報サービス 379	インターネット情報サービス 333	インターネット情報サービス 188	フリーローン・サラ金 118	預貯金・証券等 73
2	テレビ放送サービス 8	エステサービス 67	フリーローン・サラ金 129	フリーローン・サラ金 146	フリーローン・サラ金 144	インターネット情報サービス 97	商品一般 72 (うち架空請求 42)
3	携帯電話サービス 7	フリーローン・サラ金 66	商品一般 68 (うち架空請求 40)	商品一般 57 (うち架空請求 40)	商品一般 108 (うち架空請求 71)	商品一般 92 (うち架空請求 63)	ふとん類 59
4	洋服 6	借地・借家 56	自動車 45	借地・借家 41	工事・建築 55	預貯金・証券等 48	工事・建築 57
5	借地・借家 5	自動車 30	借地・借家 45	集合住宅 35	借地・借家 33	宝くじ 47	医療用具 49
その他	医療サービス 5 アクセサリー 3 パソコン関連、健康食品等 各2	化粧品 18 商品一般 16 (うち架空請求 8) 内職・副業 16	エステサービス 30 電話機・電話機製品 29 資格講座 27 内職・副業 23	工事・建築 33 パソコン関連 30 自動車 28 化粧品、インターネット接続回線 各21	自動車 31 パソコン関連 31 預貯金・証券等 20 修理サービス 20	工事・建築 40 医療用具 37 健康食品 24 自動車 23	健康食品 47 宝くじ 35 新聞 35 フリーローン・サラ金 32

(2)契約トラブルに係わる消費者関係法

●消費者契約法〔平成12(2000)年4月制定、翌年施行〕

①目的

消費者と事業者の間には、情報の質や量、交渉力に大きな差があることから、取引において消費者の利益を守るための新しい民事ルールとして制定されました。

②対象

労働契約を除くすべての消費者契約(事業者と消費者の間の契約)が対象です。

③取消事由

事業者の次のような行為によって、消費者が誤認・困惑して契約を結んだ場合は、取り消すことができます。

○不実告知(重要事項について事実と異なることを告げること)
○断定的判断の提供(将来における変動が不確実な事項について、確実な情報として提供すること)
○不利益事実の不告知(有利な点ばかり強調し、不利益な事実を故意に告げないこと)
○不退去(自宅や職場に居座り、消費者から退去してほしいと意思表示をしても退去しない)
○退去妨害(営業所等で、消費者が帰りたいと意思表示をしても帰らせてくれない)

④取消期間

消費者が誤認に気づいたとき又は困惑状態から脱したときから6カ月、若しくは契約締結時点から5年以内です。

⑤無効な契約条項

次のような消費者に一方的に不当・不利な契約条項は無効です。

○事業者の損害賠償責任を免除したり、制限する条項
○不当に高額な解約損料
○不当に高額な遅延損害金
○信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項

※消費者団体訴訟制度〔平成18(2006)年消費者契約法改正により導入、平成19(2007)年6月施行〕

不特定多数の消費者の利益を擁護するため、一定の条件を満たす消費者団体(適格消費者団体)に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める制度です。

●特定商取引法〔昭和51(1976)年訪問販売法制定、平成13（2001）年改正で特定商取引法に名称変更し施行〕

①目的

訪問販売などで強引な勧誘を受け、十分理解できないまま契約してしまうなど、消費者と事業者の間のトラブルが増加してきたことから、消費者保護のために制定されました。その後、販売方法の多様化に伴い発生した消費者被害の実態にあわせて改正されました。

②事業者に対する行政規制

事業者が次の規制に違反した場合には、業務停止等の行政処分等の対象となります。

○氏名や勧誘目的等の明示義務
○不当な勧誘行為の禁止（消費者に勧誘を受ける意思があるか否かの確認義務と、勧誘を拒否した消費者への再勧誘の禁止、不実告知、故意の不告知等）
○契約に係る重要事項を記載した書面の交付義務
○広告表示規制（消費者が事前に承諾していない電子メール広告の送信禁止、誇大広告の禁止等）

③消費者救済のルール

○クーリング・オフ（無条件の契約解除）
※クーリング・オフできない場合
・金融商品取引法など他の法律で消費者が保護されている場合
・キャッチセールスで飲食店に連れて行かれ、すぐに飲食したような場合
・乗用自動車の購入（一般的に契約まで消費者が十分時間をかけて意思を決定）
・葬儀等、契約後直ぐに役務の提供がなされないと消費者の不利益になる場合
・化粧品、健康食品などの消耗品を使用してしまった場合
・数日で腐ってしまうなど商品価値が著しく下がる場合
・現金で3千円未満の場合
○契約の取消（不実告知、故意の不告知によって契約した場合、消費者は契約の取消が可能）
○中途解約（連鎖販売取引、特定継続的役務提供は中途解約が可能。解約手数料の上限も規定有）
○過量販売解除（訪問販売で通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除が可能）

④規制される取引類型とクーリング・オフの期間

取引類型	特　徴	クーリング・オフ期間	トラブルの原因
訪問販売 キャッチセールス、アポイントメントセールス、デート商法など	消費者の自宅など、営業所以外の場所で申込を受けて行う取引（営業所以外の場所で呼び止めて営業所に同行させた場合、販売目的を告げずに消費者に営業所への来所を要請した場合等を含む）	8日間	突然勧誘を受けて、十分理解できないまま契約をしてしまう
電話勧誘販売	事業者から電話をかけて勧誘し、申込を受けて行う取引	8日間	
通信販売	郵便、電話、インターネット等の通信手段により申込を受けて行う取引	適用なし	事業者と対面して商品や販売条件を確認できない
特定継続的役務提供	身体の美化、知識・技能の向上などの目的で継続的にサービスを提供する6業種 ・エステティックサロン　・外国語会話教室 ・家庭教師派遣　・学習塾　・パソコン教室 ・結婚相手紹介サービス	8日間	長期・高額の負担を伴う
連鎖販売取引 （マルチ商法）	商品代金や登録料等を払って販売組織に参加。新たに参加者を勧誘して商品等を販売して報奨金を得る取引	20日間	ビジネスに不慣れな個人を勧誘する
業務提供誘引販売 （サイドビジネス商法）	事業者が提供・紹介する業務を行って収入が得られると勧誘し、その業務のために必要な商品等を契約する取引	20日間	

(3)特定継続的役務提供の中途解約手数料と関連商品

エステティックサロン、外国語会話教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種で、契約期間が2カ月を超え(エステは1カ月を超え)かつ契約金額が5万円を超える契約が対象。5万円には入会金や教材など関連商品の代金も含みます。

(中途解約の解約手数料の上限)

業　種	役務提供開始前	役務提供開始後
エステティックサロン	2万円	2万円または契約残額の10%に相当する額のいずれか低い額
外国語会話教室	1万5千円	5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額
家庭教師派遣	2万円	5万円または1カ月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額
学習塾	1万1千円	2万円または1カ月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額
パソコン教室	1万5千円	5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	3万円	2万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額

(関連商品)クーリング・オフや中途解約をする場合、サービスを受けるのに必要と言われて契約した関連商品も解約の対象

業　種	解約対象の関連商品
エステティックサロン	健康食品、化粧品、石鹸(医薬品を除く)、浴用剤、下着、美顔器、脱毛器
外国語会話教室・家庭教師派遣・学習塾	書籍、ビデオ、カセットテープ、ＦＤ、ＣＤ等の学習用ソフト、fax機、テレビ電話装置
パソコン教室	コンピューター、ワープロ、書籍、ＣＤ
結婚相手紹介サービス	宝石、アクセサリー

(4)教材に掲載した以外の商法とその特徴

名　称	勧誘方法の特徴	商品例
展示会商法	街頭で無料入場券を配ったり、「見るだけでいい」「プレゼントがある」などと言って、展示会に誘い、長時間にわたり強引に勧め、商品を契約させる商法。販売目的を隠して誘い出された場合など、訪問販売と見なしてクーリング・オフが適用できることもある。	絵画、呉服、毛皮など
点検商法	点検だと言って来訪し、「このままでは体に悪い」「工事をしないと危険」など事実と異なることを言って不安をあおり、新品や別の商品・サービスを契約させる商法。消防署等の公的機関から訪問したように偽り、消火器等を売りつける「かたり商法」もある。	浄水器、ふとん、消火器、白アリ駆除、耐震診断、屋根工事など
サイドビジネス商法	「在宅サイドビジネスで高収入を」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと言って、誰でも手軽に収入が得られるように思わせ、仕事道具として高額なパソコンや教材を買わせる商法。実際には、収入がほとんどなく、パソコンや教材のローンだけが残るケースが多い。	あて名書き、チラシ配り、データ入力、テープおこしなど
ネガティブ・オプション(送りつけ商法)	申込みがないのに、一方的に商品を送りつけ、振込用紙などを同封して代金を支払わせる商法。「商品が送付された日から14日間」又は「業者に商品の引き取りを請求した場合は、その請求日から７日間」のいずれか早い方が過ぎれば、商品を自由に処分することができる。	雑誌、ビデオソフト、新聞、単行本

(5)被害にあわないための５か条

①いらないものは「いりません」とはっきり断ることが肝心です。
②その場ですぐ契約せず、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう。
③個人情報(住所・氏名・電話番号・口座等)を安易に提供しないようにしましょう。
④納得できない請求への支払いは慎重にしましょう。
⑤おかしいと思ったら、消費生活センターに相談しましょう。

(6)契約トラブルの事例をさらに調べるために

・国民生活センター(相談事例と解決結果)　http://www.kokusen.go.jp/jirei/info.html
・経済産業省「消費生活安心ガイド」　http://www.no-trouble.jp
・兵庫県生活科学総合センター(相談事例)　http://www6.ocn.ne.jp/~seiken/soudanjirei.htm

■授業展開例③「契約の基本と契約トラブルの対策について考えよう」

＜学習のねらい＞

①日常生活の中における契約行為の基本、契約と約束の違いを知る。
②若者に多い契約トラブル事例を知り、トラブルの防止と解決方法について理解する。
③トラブルを解決するための方法・機関があることを知り、生活で活かせるようにする。

＜授業展開例＞

過　程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導　入	○日常生活における約束と契約との違いに関心をもつ。	・単なる約束と法的な権利・義務の発生する契約との違いについて、具体的な例（できればイラスト）を提示する。
展　開	○教材を読み、高校生や若者にどのような契約トラブルが起きているか関心をもつ。 ○隣の人またはグループでロールプレイングを行い、どうしてトラブルにあってしまったのか考察する。 ○ロールプレイングをした後にグループで問題点や対策について話しあう。 ○契約の成立とその意味について確認し、契約の取消や未成年者が結んだ契約、クーリング・オフが認められる場合について理解する。 ○トラブルの相談先として市町に消費生活センターがあることを確認する。	・教材にある事例のほか、若者に多い最近の契約トラブル事例を消費生活センターの資料で紹介する。 ・巧みな勧誘を受けたときにどのように対処するのが望ましいか、ワークシートにあるロールプレイングを通して考えさせる。 **※教材p.8～10を参照** **※ワークシート③参照** ・どのように勧誘を断ったらいいのか尋ね、きっぱり断ることの必要性を伝える。 ・契約の原則を確認した上で、契約の取消ができる場合、未成年者の契約と解約、クーリング・オフの通知の仕方について解説・確認する。 **※教材p. 13を参照** ・市町の消費生活センターが無料でかつ秘密厳守で相談を受け付けていることを伝える。 **※裏表紙 参照**
まとめ	○契約をする際の注意点をまとめる。	・消費生活センターにある啓発資料・パネルの例を示してもよい。 ・契約トラブル防止の啓蒙ポスターの作成へと発展させ、その作成時間・発表時間を確保できるとよい。

●ワークシート③の解答例

1　(1)この商品（化粧品）はいりません。契約もお断りします。
　(2) 無料サンプルをもらってしまったから。現在使用している化粧品を不安に思ったから。販売員の強引な勧誘に負けてしまったから　など
　(3)肌の診断で相手の不安をあおっている。商品の化粧品を使うとニキビが絶対に治ると断定的に効果・効能があるように言っている。年齢を成人である20歳にさせてクレジット契約を結ばせようとしている。
　(4)教材13ページを参照
2　①：D　②：B　③：F　④：C　⑤：E　⑥：A
3　略

ワークシート③

年　　組　　番（　　）

契約の基本と契約トラブルの対策について考えよう

1 契約トラブルに関するロールプレイング（役割体験）をやってみよう。

高校生の舞は、街角で若い女性から声をかけられました。

店員 …… アンケートに答えていただけますか？
舞 …… はぁ…
店員 …… こちら化粧品の無料サンプルです。今化粧品は何をお使いですか？
毎日使うものだから、お肌に合わないものだとたいへんですよ。

舞はそのまま営業所に連れていかれました。お肌の診断チェックをしたら…

店員 …… とってもきれいなお肌していますね。あっ、でもここに吹き出物が…
舞 …… えっ！
店員 …… きちんとお手入れしていないと、どんどん増えていきますよ。
この化粧水はお肌にやさしく、にきび予防にもなります。いかがですか？
舞 …… でも、高いんじゃ…
店員 …… 1本5,000円ですが、今キャンペーン中につき、3本で10,000円とたいへんお得です。
それから、乳液とクリームと合わせて使うと効果的です。
舞 …… あの…私、高校生でお金ありません。
店員 …… 大丈夫！クレジットがあるから…この契約書に名前書いてください。
あ、年齢は後でややこしいから20歳にしといてください。これなら月々3,000円くらいですよ。
舞 …… えっ、でも、契約書なんて…
店員 …… このままにきびが増えたらたいへんですよ。この商品は絶対にきびに効きますよ。
とりあえずその商品を開けて、試しに使ってみましょうか。
舞 …… （　　）

舞は、『にきびに絶対効く』という化粧水・乳液・クリーム合わせて3万円をクレジットで購入しました。ところが、家に帰り母親にこの化粧品のことを告げると、ひどく怒られ、すぐにキャンセルするように言われました。次の日、舞が営業所に行くと、「もう契約書はクレジット会社に渡っているので、キャンセルはできない」と言われました。舞は高額な化粧品を買ってしまったことを後悔しています。

（1）舞の最後のセリフの続き(勧誘されたときの断り方)を考えて書いてみよう。

（2）舞はなぜ営業所について行ってしまったのか、考えて書いてみよう。

（3）業者の勧誘・説明で問題と思われるところを書き出してみよう。

（4）クーリング・オフの通知をハガキ大の用紙に書いてみよう。

2 次にあげる商法の説明と思われるものを選び、記号で答えよう。

①アポイントメントセールス　（　　）

②キャッチセールス　（　　）

③展示会商法　（　　）

④デート商法・恋人商法　（　　）

⑤資格商法・士（さむらい）商法　（　　）

⑥マルチ商法　（　　）

A．　販売組織の会員が、知人・友人のつてを使い「新しい会員を誘うと紹介料が入り簡単にもうかる」などと言って販売商品を買わせ、ピラミッド式に組織を拡大していく商法。次々と会員を誘わないと利益があがらず、売れない商品を抱える上、友人や家族との人間関係を壊す危険性がある。

B．　駅前や繁華街の路上で「アンケートに答えてください」などと言って声をかけ、営業所や喫茶店などに連れていき、契約しないと帰れないように仕向けて、商品の購入契約をせまる商法。

C．　異性に対する感情や恋愛感情を巧みに利用し、デートを装って勧誘し商品の契約をさせる商法。被害者が騙されていることに気づきにくく、被害が深刻になりやすい。メールや出会い系サイトを利用した手口もある。

D．　電話で「景品が当たった」「モニターに当選した」などと勧誘し、販売目的を隠して営業所や喫茶店などに呼び出し、商品の購入契約をせまる商法。

E．　電話などで資格の取得講座の受講や教材の購入を勧誘する商法。「受講が未終了」「資格が取得できるまで契約は終わらない」といって新たな支払いを要求してくる二次被害もある。

F．　無料入場券を配ったり、「見るだけでいい」「プレゼントがある」などと言って、展示会に誘い、長時間にわたり強引に勧め、商品を契約させる商法。

3 契約トラブルを防ぐために必要なことをまとめよう。

クレジットの魅力と多重債務

クレジットカードやお金の管理の必要性について学びます。教材では、クレジットカードで支払う意味、利用上の注意、支払方法の違い、多重債務の原因と対処等を取り上げました。

（1）カードの種類と機能

①カードの形状による分類：磁気カード、ICカード
②支払い（決済）時期による分類：前払い（プリペイド）、即時払い（デビット）、後日払い（ポストペイ）
③キャッシュカードとクレジットカードが一体になったものや電子マネーにクレジット機能（オートチャージ機能）が備わったものなどもあります。お金と同じように使えるカードだけでも、さまざまなものがあります。

種　類	機　能
プリペイドカード	事前に一定額を支払って購入し、その額の範囲内で使用できるカード。（電車やバスの乗車カード、図書カードなど）
チャージ型ICカード	事前に現金で専用入金機から入金するカード（ICOCA、Edyなど）や、後払い型のカード（PiTaPaなど）、クレジットによるオートチャージ機能を備えたカードがある。いずれも、駅の改札口や店の端末機にタッチすれば、運賃や商品代金が支払える仕組みである。
キャッシュカード	金融機関に口座を開設した人に発行されるカード。ATMで預貯金の預け入れ、引き出しができる。デビットカード（即時払い）としての機能をもつもの、クレジット機能、キャッシング（ローン）機能をもつものもある。
クレジットカード	カードの加盟店で商品・サービスを購入するときに提示すれば支払いが可能となるカード。支払いは分割払いや一括払いで、後日カード会社からの請求によって行う。

（2）クレジットカードと手数料負担

クレジットカードでの支払いは、回数に応じて以下のように分けられ、手数料の負担が異なります。

一括払い	決められた日に１回で支払い、手数料は必要ない。
分割払い	何回かに分けて支払い、月々の返済額が少ない代わりに手数料がかかる。
リボ払い（リボルビング払い）	月々の支払額を指定し、毎月決まった額を返済する。追加でクレジットカードを使っても、毎月の返済額は変わらないが、返済期間が伸びる分、手数料の額が多くなる。

●リボ払いの支払いイメージ（月々5,000円の定額支払いで支払額に手数料を加えて支払う場合）

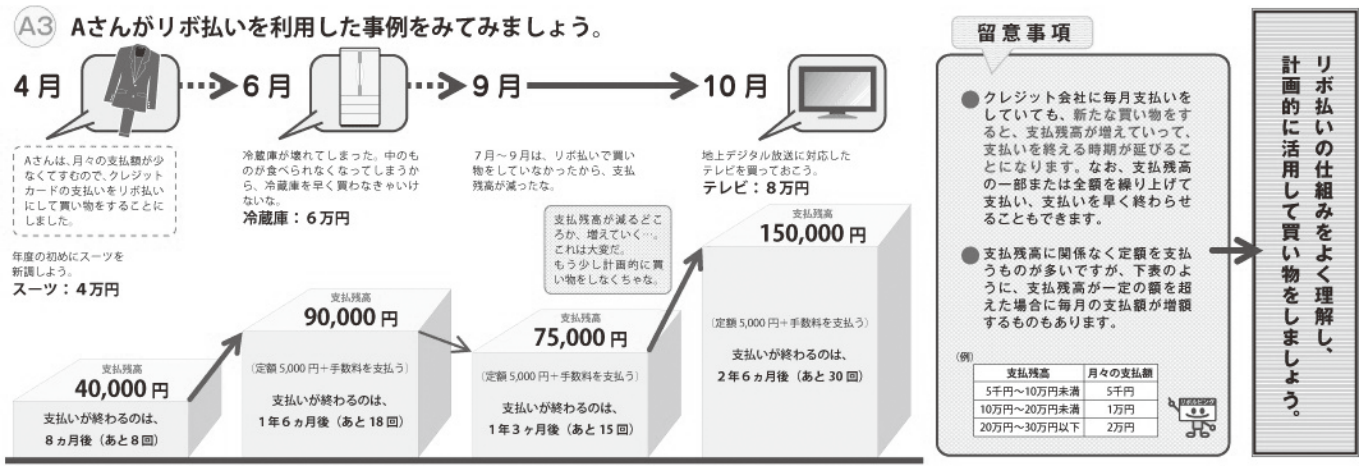

（出所）日本クレジット協会　http://www.j-credit.or.jp/

（3）多重債務問題と解決方法

多重債務に陥らないためには、①生活設計を立てて、生活に必要なお金のほか、病気・事故などの突然の出費に備えた家計管理、②収入を考えたクレジットの利用、③貯蓄の習慣（浪費を避ける）のほか、安易な借金やキャッシングの利用をしない、借金の保証人にならないといったことが必要です。多重債務になった場合の４つの解決方法には、それぞれメリット、デメリットがあります。

	主なメリット	主なデメリット
任意整理	・当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能である。 ・引き直し計算により、借金が減額される可能性がある。	・当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない。
調停による整理	・裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる。 ・返済計画に強制力があり、給与の差押え等が止まる。 ・法律の専門家を頼らずにでき、費用が安い。	・借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要がある。 ・返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる。
個人再生手続	・住宅ローン特別条項により、住宅を手放さずに借金を整理することが可能である。（住宅に住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合など特別条項を利用できない場合もある。） ・給与の差押え等が止まる。	・利用できる者に制限がある。 ・手続が複雑なため、費用と時間がかかる。 ・官報に氏名、住所が記載される。
自己破産	・免責が許可されれば、早期に借金から開放される。 ・給与の差押え等が止まる。	・最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う。 ・破産原因によっては免責されない場合がある。 ・官報に氏名、住所が記載される。 ・免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある。

※共通したメリット：専門家への依頼後や裁判所への申立後は債権者からの取り立てが止まる。
※共通したデメリット：事故情報に登録されるため、7年程度の間はカードの利用やローンの借り入れができない。

（4）貸金業法の改正〔平成18(2006)年制定、段階的に施行され、平成22(2010)年6月18日完全施行〕

多重債務問題解決のための改正で、主な内容は次のとおりです。

①総量規制（借り過ぎ・貸し過ぎの防止）

貸金業者からの個人の借入れについて、借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れはできません。（銀行、信用金庫、信用組合など貸金業者以外からの借入れや住宅ローン、自動車ローンは対象外）

②上限金利の引下げ

出資法の上限金利が年29.2％から年20％に引き下げられ、上限金利は利息制限法の水準（元本が10万円未満の場合は年20％、10万円以上100万円未満の場合は年18％、100万円以上の場合は年15％）になりました。利息制限法の上限金利を超える金利での貸付は民事上無効で、行政処分（営業停止、登録取消）の対象、出資法の上限金利を超える金利での貸付は刑事罰の対象です。

（5）クレジットや多重債務問題についてさらに調べるために

- （社）日本クレジット協会　**http://www.j-credit.or.jp/**
- （財）日本クレジット・カウンセリング協会　**http://www.jcca-f.or.jp/**

●ワークシート④の解答例

1　①＝E　②＝C　③＝A　④＝D　⑤＝B

2　(2)（1）：デビットカードのこと。(3)：生年月日などの類推しやすい番号は避ける。
　　(4)：リボ払いにも手数料がかかるので注意。

3　利息の計算方法
　100万円を年15％で借り、毎月10万円ずつ返済するとすれば、
　1回目：1ヶ月分の利息は、100万円×0.15÷12＝12,500円
　　10万円－12,500＝87,500円が元本に充当され、残った元本は91万2, 500円。
　2回目：（100万円－87,500円）×0.15÷12＝11,406円が利息となり、
　　10万円－11,406円＝88,594円が元本に充当される。以降同様に計算していくと
　　10回目：17万1,955円×0.15÷12＝2,149円(利息)74,104（残元本）
　11回目：74,104円×0.15÷12＝926円（利息）
　　74,104円＋926円＝75,303円（完済）
　合計107万5,030円の支払いとなる。

4　教材17ページを参照　5　手引き16ページを参照

■授業展開例（４）「カードライフと多重債務について考えよう」

＜学習のねらい＞

①カードの違いと特徴、電子マネーやクレジットカードを使う利点と注意点について理解する。

②クレジットカードを使った支払方法、クレジット契約の特徴と手数料（金利と利息）について理解し、安易な借り入れが多重債務を招くことを知る。

③お金のトラブルを防ぐ方法や相談方法を知り、カードやお金の適切な管理ができる。

＜授業展開例＞

過　程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導　入	○カードやお金の適切な使い方について興味・関心を持つ。 ○普段の生活でどのようなカードを使っているか確認する。（ポイントカード、プリペイドカードなど）	・違うタイプのカード（ポイントカードやプリペイドカード、チャージ式電子マネー、キャッシュカード、クレジットカード）の実物あるいは拡大したイラストを用意・提示する。 ※電子マネーについて先に触れ、クレジットカードは後で触れるようにする。
展　開	○カードを使う利点と困った点・不安な点についてあげ、最近特に電子マネーが普及するようになった背景を考える。 （利点） ・現金（小銭）を使わなくても電車に乗れる、買い物ができる、ポイント（特典）がつく、チャージ式は繰り返し使えて良い。など （困った点、不安な点） ・カードを落としたら困る、補償してくれるのか。など	・カードの良い点（利便性）と困った点（不安な点、気をつけたい点）の両面を引き出す。 ・「現金」との違い、「チャージ式」などの支払い方法に着目させる。 ・カードの保管や紛失、お金を使っている実感に着目させる。 **※教材p.15を参照**
	○普段使っているカード（プリペイドカード、電子マネーなど）を使ったり保管するときに、どのようなことに気をつけているか確認する。	・不正利用対策として、磁気カードからＩＣカードに変わってきたこと、クレジットカードが狙われる犯罪（スキミングやフィッシングなど）があることを指摘する。 **※教材p.16を参照**
	○カードを紛失してしまったらどうするか、カードの情報・電子データが盗まれて不正利用されてしまったらどうするか考える。 ・届け出、補償の有無を確認する	
	○クレジットカードの特徴と機能について理解する。 ・後払い（立て替え払い） ・一括払い、分割払い、リボ払い ・ショッピングとキャッシング	・クレジットカードを使った支払方法とクレジット契約について説明する。 **※教材p.16を参照**
	○利息の負担の違いについて、ワークシートで計算をして考える。	・お金を借りるときの金利・利息について説明し、計算の方法を説明する。 **※教材p.17を参照** **※ワークシート④を参照**
	○保証人と連帯保証人の違いについて確認する。	
	○多重債務に陥る原因と対処法・対策について理解する。	・多重債務について説明し、原因と対処（任意整理や自己破産など）について説明する。 **※教材p.18を参照**
まとめ	○実生活にどのように役立てるか学習を振り返りまとめる。	・本日の学習を振り返り、成果を確認する。

ワークシート④

年　　組　　番（　　）

カードライフと多重債務について考えよう

1 それぞれのカードの説明と思われるものを選び、記号で答えよう。

①クレジットカード（　　）　A. 預貯金の出し入れをするためのカード
②プリペイドカード（　　）　B. 会員割引やポイントがたまるカード
③キャッシュカード（　　）　C. 先にお金を支払ってある前払い式カード
④デビットカード（　　）　D. 使用時に預貯金口座から代金が引き落とされるカード
⑤会員カード（　　）　E. 購入した商品の利用代金が後払いできるカード

2 クレジットカードについて正しく説明しているものを選ぼう。

（1）商品を購入するとき、銀行口座から代金がすぐ支払われるカードである。
（2）クレジットカードを作る（会員になる）ときは職業や収入などを審査するので、高校生や18歳未満の人は自分名義のカードを持つことはできない。
（3）クレジットカードの暗証番号には、生年月日などの忘れにくい数字を使うとよい。
（4）「分割払い」は月々の返済額が少ない代わりに手数料がかかるが、「リボ払い」は月々の支払額を指定するので手数料はかからない。

3 カードで100万円を年利15%で借り、毎月10万円ずつ返済するとすれば、総額何万円の支払いになるか、計算してみよう。

4 保証人と連帯保証人の違いについてまとめてみよう。

保証人とは：

連帯保証人とは：

5 多重債務に陥ってしまったときの解決方法についてまとめてみよう。

ネットトラブルにご用心

ネットトラブルの事例を踏まえ、携帯電話やインターネットの利用の仕方について学びます。教材では、迷惑メールやオンラインゲーム、オンラインショッピング、ネットオークションによるトラブル事例と対応方法を取り上げました。

（1）迷惑メールから有料サイトへ誘導され、不当な請求を受けるトラブル

アダルトサイトや出会い系サイトのほか、芸能情報、携帯小説、アニメ、ゲーム、占い、音楽配信、プロフなどのサイトから有料サイトへ誘導されるリンクがはられていることもあります。

●「無料」と誤解させたり、クリックしただけで登録

有料サイトへの申込みであることが容易に確認できない画面や、年齢認証ボタンを押しただけで登録となるなど申込内容を容易に訂正できない画面となっているケースがあります。

●消費者を不安にさせて請求

IPアドレスや携帯電話の識別番号などを画面上に表示して個人を特定したように思わせたり、「払わないと調査をして取り立てる」などと脅したり、料金請求画面が定期的に表示されるウイルスソフトをダウンロードさせるといったケースがあります。

●特定電子メール法の改正〔平成20（2008）年12月施行〕

広告宣伝メールは、事前に同意した者に対してのみ送信できる（オプトイン）方式になり、違反した場合の罰則が強化されました（法人の場合3,000万円以下の罰金）。

（2）ネット被害のなかで携帯電話を経由した被害が多い理由

携帯電話にはそれぞれ個体識別番号があり、通信の際、サイト運営者は、どの携帯電話からアクセスされたかを確認しています。同じ人が何度も同じサイトにアクセスしていると、そのアクセス履歴から趣味趣向がわかり、その人に応じた広告が配信できます。このため、悪意のある広告であっても、趣味趣向に合っているので騙されやすいということが考えられます。

（3）ネット被害のきっかけ

●占いサイト

占いサイトは、本名や生年月日などの情報を正確に記入するため、個人情報の収集を目的とした悪質サイトも存在し、個人情報が転売され、悪用されることがあります。携帯電話の場合、公式サイトであれば概ね安心ですが、公式サイトでも会員登録後に登録業者以外からの広告メールが届く場合があるので規約を確認し、詳細な個人情報の記入には十分注意する必要があります。

【公式サイトと裏サイト】
携帯電話の場合、各携帯電話会社が公認しているサイトを「公式サイト」と言います。それ以外のサイトを「一般サイト（非公式サイト）」と呼び、非合法的な内容の多いサイトは「裏サイト」と呼ばれています。「一般サイト（非公式サイト）」では自由なサービスが展開できる反面、代金の回収が難しく、広告収入に頼る運営者も多く見受けられ、悪意のある広告から「裏サイト」に迷い込む事例が多発しています。

●ネットワークゲーム・ソーシャルゲーム

ネット上で利用するゲームサイト。ゲームの種類によっては、会員同士でチームを組んでプレイするなど、コミュニケーションを取りながら攻略していくため、プレイ相手から呼び出され、被害を受けるトラブルなどが発生しています。ソーシャルゲームは、従来のネットワークゲーム以上にコミュニケーションに特化したサービスが組み込まれ、ゲームをしていないときでも常時、会員同士で連絡を取り合うことができる仕組みになっています。

●携帯電話用ブログサイト

誰でも簡単に作ることができる携帯電話でのホームページ。日常の出来事を記入することで、リアルタイムな行動状況や写真などが随時更新されるため、不審者に狙われる原因にもなっています。

●プロフィールサイト

「プロフ」と呼ばれる、ネット上に自分のプロフィールを詳細に書き込むサイト。写真や住所、氏名などの情報を書き込むよう、項目が数十個以上設けられています。内容を友だちどうしで見ている感覚でいますが、検索すると誰でも見ることができます。書き込まれたデータを悪意のある事業者等がコピーしてデータサービス化し、名簿業者に転売することもあります。プロフに掲示する写真も悪用されることが多く、被害に巻き込まれるきっかけになっています。

●懸賞応募サイト

大手企業の偽サイトや、応募された個人情報を利用することだけを目的にしたサイトなどがあり、商品の発送先を記入させる手口で、住所などの個人情報を引き出したり、応募した個人情報が懸賞サイトに興味のある顧客としてデータベース化され、転売されることもあります。

（４）フィルタリングの現状

有害サイトから利用者を守る機能。悪意のあるサイトへのアクセスを遮断する仕組みです。

●パソコンでのフィルタリング

パソコンに市販のフィルタリングソフトをインストールする方法や、プロバイダが提供しているフィルタリングサービスに加入する方法などがあります。（財）インターネット協会のホームページに、フィルタリングソフトの仕組みや使い方が詳しく記載されています。　**http://www.iajapan.org/rating/**

●携帯電話でのフィルタリング

兵庫県では青少年愛護条例で、未成年名義の携帯電話はフィルタリングを義務化しています。設定された機能を解除するには保護者の同意が必要です。フィルタリングサービスの申込みは、携帯電話各社のホームページで確認できます。

（５）電子商取引を安心して利用するための方法

●通信販売と特定商取引法

通信販売ではクーリング・オフはできませんが、返品の可否や返品の場合の条件などの表示が義務づけられているので、表示や利用規約を確認することが大切です。返品に関する表示がなければ商品が到着した日から8日間は返品が可能です。（送料は消費者が負担）

●オンラインマーク制度

オンラインショッピング（ネット通販）でのトラブル防止策として、（社）日本通信販売協会が「オンラインマーク」の運用を行っています。オンラインマークによって、通信販売事業者の実在と通信販売に関する法令を遵守していることが確認できますが、事業者の経営や商品・サービスの品質や内容を保証するものではありません。

●エスクローサービスと補償制度

ネットオークションでは、落札者が代金を支払ったのに商品が届かない、出品者が品物を送ったのに代金が振り込まれないといったトラブルが生じるため、商品や代金を預かったことを連絡して取引を仲介する「エスクローサービス」を利用することができます。また、オークションサイトでは、オークション詐欺に遭ったユーザに一定金額を支払う補償制度を設けていますが、補償の範囲や回数、上限金額などの適用条件があります。

（６）迷惑メールやインターネットでの消費者トラブルについてさらに調べるには

- （財）データ通信協会　迷惑メール相談センター　**http://www.dekyo.or.jp/soudan/**
- 国民生活センター「インターネットトラブル」　**http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html**
- 経済産業省「これで安心！ネット通販＆ネットオークション」
  http://www.no-trouble.jp/arc/use/download/internettext/
- 独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ安心相談窓口（IPA）
  http://www.ipa.go.jp/security/anshin/
- オンラインマーク制度　**http://www.jadma.org/ost/**

■授業展開例⑤「ネットトラブルにあわないために」

＜学習のねらい＞

①インターネットにアクセスして思わぬ請求を受けたり、トラブルにあうケースについて関心をもつ。

②オンラインショッピングやネットオークションを利用する際の利点と注意点について理解し、トラブルを予防できるようにする。

＜授業展開例＞

過　程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導　入	○携帯電話やインターネットを利用していて、どんな消費者トラブルが起きているか、教材を読んで似たようなトラブル経験はないか、どう対処したらよいかについて確認し関心をもつ。 ・有料サイトからの請求（ワンクリック詐欺） ・オンラインゲームでのトラブル　など	・携帯の有料サイトからの請求画面例を拡大したものを作成して提示する。 **※教材p.20を参照**
展　開	○迷惑メールと不正請求、架空請求の例を取りあげ、どうして迷惑メールが届くのか、どのような対策をしたらよいか（しているか）考える。 ・携帯電話会社の迷惑メール防止サービスの活用 ・メールアドレスの変更 ・フィルタリング（ソフト）の利用　など	・携帯電話会社の迷惑メールの防止・対策の取り組みを紹介してもよい。 ・不当請求の画面例を拡大したものを作成して提示する。 ・電子消費者契約法で確認画面の表示が義務づけられていることを説明する。 **※教材p.20を参照**
	○オンラインゲームなど様々なネット被害の事例を知る	・ネット被害のきっかけとして、占いサイトやゲームサイト、ブログやプロフなどがあることを説明する。 **※手引きp.19～20を参照**
	○オンラインショッピングとネットオークションの基本的な仕組みを理解し、どのようなトラブルがあるのか、どのような対策をしたらよいか考える。 ・商品が届かない、傷や汚れがある ・商品の返品ができない、返金されない ・相手と連絡がとれなくなった（雲隠れ、なりすまし）　など	・オンラインショッピングは通信販売であり、会社の情報や支払い方法、商品の送付方法・日時、返品の条件などを表示する義務があることを説明する。 **※教材p.21を参照** ・ネットオークションは個人間での取引が行われ、相手を信用できるか見極めることが大切であり、取引の条件や連絡先を確認する必要があることを説明する。
	○オンラインショッピングを利用するときの注意（チェックポイント）を確認する。 ・信頼のおけるサイトか ・表示やマーク（オンライン・トラストマークやプライバシーマーク、ブラウザの暗号SSLの状況など）の確認 ・支払い方法　など	・サイトの返品や取引条件に関する表示例、オンライン・トラストマークなどを拡大して表示する。
まとめ	○ネットトラブルにあわないために気をつけなければならないことを考える。	・本日の学習を振り返り、成果を確認する。

●ワークシート⑤の解答例

1　④

2　③

3　教材21ページを参照　4　教材21ページを参照　5　略

ワークシート⑤

年　　組　　番（　　）

ネットトラブルにあわないために

1 迷惑メールの対処について正しく説明しているものを選ぼう。

（　　）① Webやブログ、掲示板に掲載したメールアドレスが勝手に収集されてしまうことはない。
（　　）② メールアドレスを変えると他の人に迷惑がかかるので、初期設定のものを使うようにする。
（　　）③ 迷惑メールを受け取ってしまったら、メールを送らないように相手に返信をした方がよい。
（　　）④ 利用した覚えのない代金を請求するメールが届いても、あわてて相手に電話をしたりメールを送って連絡をとる必要はない。

2 オンラインゲームの利用方法について正しく説明しているものを選ぼう

（　　）① 無料と宣伝しているゲームサイトであれば、有料のコンテンツが提供されることは全くない。
（　　）② ゲームサイトのチャットや掲示板などで知り合った人から、「友達になろう」「ゲームのアイテムをあげる」と誘われたら、自分の名前や住所を教えてもよい。
（　　）③ ゲームで使うアイテムや通貨を現実世界のお金で取引することは、ゲーム会社の利用規約で禁止されていることが多い。
（　　）④ 利用者のID・パスワードを盗んでその利用者になりすまして不正なアクセスをする被害はないので、ID・パスワードの管理は気にしなくてもよい。

3 オンラインショッピングを利用するときの注意についてまとめてみよう。

4 ネットオークションを利用するときの注意についてまとめてみよう。

5 インターネットを利用するときに、気をつけなければいけないことをまとめよう。

音楽・ブランドにこだわるなら

著作権や商標権などの知的財産権の種類やルールについて学びます。教材では、高校生に身近なインターネットの違法サイトからの音楽のダウンロードや違法コピー、偽ブランド品を取り上げました。

（1）知的財産権の種類と例

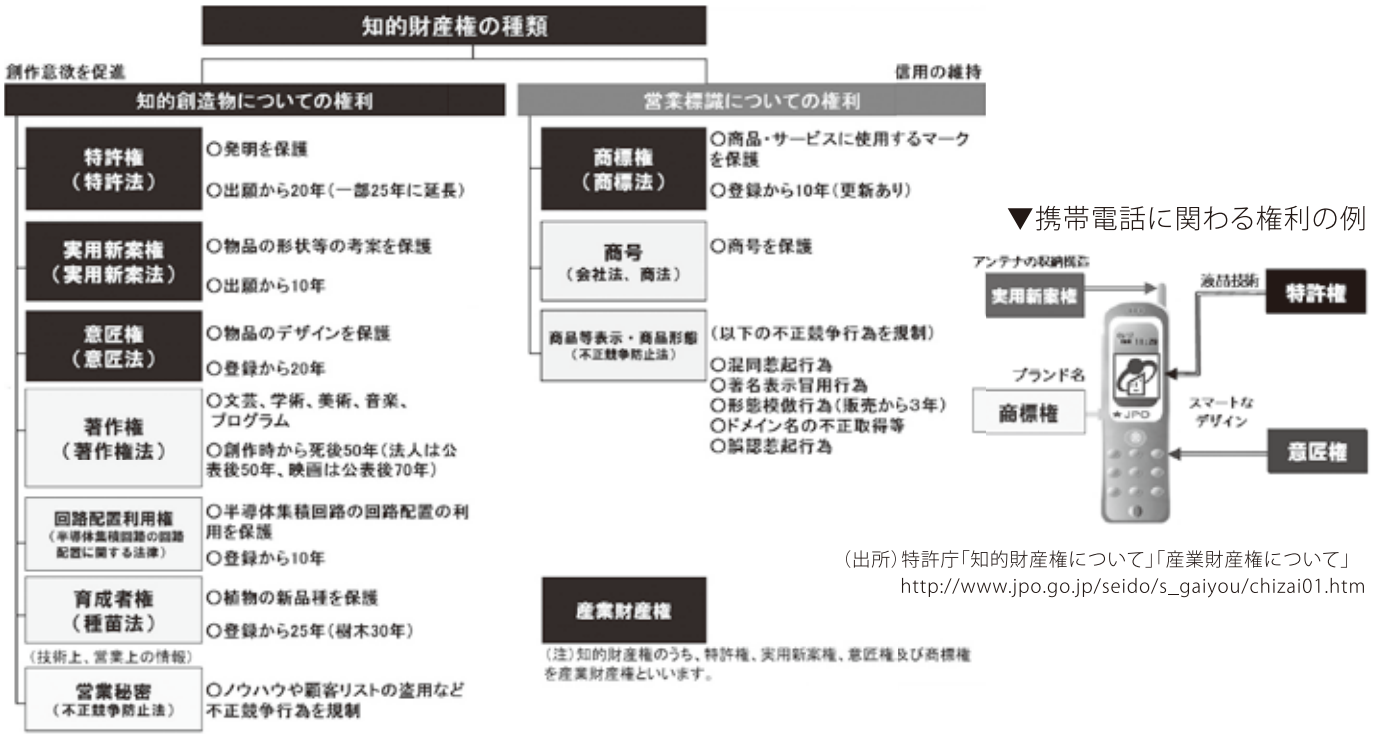

（出所）特許庁「知的財産権について」「産業財産権について」
http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai01.htm

（2）著作権法の改正〔平成22（2010）年1月施行〕

改正著作権法では、違法なサイトと知りながら音楽や映像をダウンロードする行為を禁止しています。
※違反した場合の罰則なし
また、違法な複製物と知りながらネットオークションなどに出品する行為も禁止しています。
※違反した場合、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科

（3）著作物利用のルール

①他人の著作物を利用する場合は、著作権者（管理団体、遺族の場合あり）に「許諾」を求める必要があります。
※許諾の必要のない例外的な利用例
・私的な利用
・教育機関での利用（経済的な利益を侵害しない範囲での利用）
・非営利、無料、無報酬での上映
②著作権の保護期間は、著作者の死後50年（映画は公表後70年）です。
（特許権は原則20年、商標権は原則10年で更新可）
③著作権を侵害すると、著作権者や被害者から告訴されます。著作者名を偽った販売やコピー防止解除装置の販売などの場合は、告訴なしで刑事訴訟になります。
※著作権法違反は10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（法人の場合は３億円以下の罰金）
（特許権、実用新案権、商標権も同様で、実用新案権は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）

（4）知的財産権（著作権・商標権など）に関わるトラブルについてさらに調べるには

・文化庁（著作権） http://www.bunka.go.jp/chosakuken/
・著作権情報センター http://www.cric.or.jp/qa/sodan/sodan1_qa.html
・不正商品対策協議会 http://www.aca.gr.jp/
・税関による知的財産侵害物品の取締り http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/

■授業展開例（６）「知的財産権と違法コピーを考えよう」

＜学習のねらい＞

①ネット通販やネットオークションなどで知的財産権を侵害している違法なコピー商品の取引が問題となっていることを知る。

②知的財産権を侵害しないで適切に著作物などを利用する方法を身につける。

＜授業展開例＞

過　程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導　入	○著作権や商標権といった知的財産権に関してどんな問題・トラブルが起きているか関心をもつ。	・通常の音楽サイトからのダウンロードと、違法なサイトからのファイルのダウンロードの拡大図を作成して提示する。 **※教材p.23を参照**
展　開	○インターネットからの音楽や映像などのダウンロードに関する著作権について知る。	・著作権法の改定を知らせる政府のインターネットテレビを視聴する。 http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2824.html
	○携帯型プレイヤーで音楽を聴いたり映像を見たりするとき、CDを買ったり、インターネットからダウンロードしたものを私的な利用であれば複製をすることが認められていることを知る。	・著作権者の許諾の必要がない例外的な利用について紹介する。 **※教材p. 24を参照**
	○違法なサイトからのダウンロードが著作権者の権利を侵害している現状（使用許諾がなく、著作権料も支払われていない）とその問題点について、オンライン・ビデオを見て考える。	・違法なサイトかどうかの見分け方として、「エルマーク」を紹介する。
	○違法なサイトからのダウンロードが改正著作権法で禁止されたことを確認し、違法サイトの見分け方と著作物の適切な利用法について考える。 ・正規なサイトからダウンロードすればよい ・違法なサイトでも無料だったら自分ならやってしまうかもしれない　など	・他人の著作物を利用するときの注意と著作物の「自由利用マーク」を紹介する。 **※教材p.24を参照**
	○ネットオークションなどで偽ブランド品が取引されている問題を確認し、ブランド品が持つ意味やブランドが商標権として守られる権利であることを知る。 ○ブランド品の本物と偽物を実物や写真で見ながら比較し区別してみる。	・不正商品対策協議会や税関のWebサイト・資料を活用する。
	○ネット通販やネットオークションで被害にあわないための対策を考える。 ・信頼のおけるサイトか ・出品者のコメントや評価 ・支払方法　などの確認	・ネット通販、ネットオークションでのトラブルについてはネットトラブルのページを参照する。 **※教材p.21を参照**
まとめ	○違法コピーが流通しないために、私たちが気をつけなければならないことを考える。	・本日の学習の振り返り、成果を確認する

ワークシート⑥の解答例

1　(1)①人格、②財産、③著作隣接、(2)④特許、⑤実用新案、⑥意匠、⑦商標

2　教材23ページを参照　3　教材24ページ、手引き23ページを参照　4　教材24ページを参照　5　略

〈参考〉

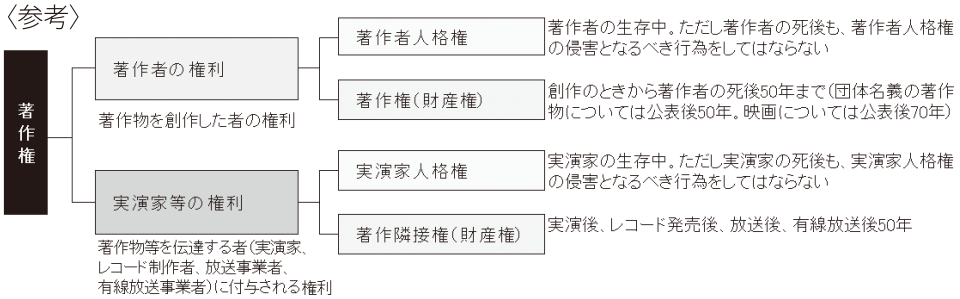

※人格権は人格的利益（精神的に傷つけられないこと）を保護するもの。
財産権は財産的利益（経済的に損をしないこと）を保護するもの。

ワークシート⑥

年　　組　　番（　　）

知的財産権と違法コピーについて考えよう

1 知的財産権として守られる権利について、以下の空欄を埋めて整理しよう。

（1）著作権　登録は不要。文化庁が管轄

①	権	・・・人に所属する権利　意に反した改変をされない権利など
②	権	・・・財産に関する権利　無断でコピー（複製）されない権利など
③	権	・・・実演家、レコード会社や放送局などがもつ権利

（2）産業財産権　登録が必要。特許庁が管轄

④	権	・・・発明に関する権利
⑤	権	・・・物品の形状などの考案に関する権利
⑥	権	・・・工業デザイン・模様の使用に関する権利
⑦	権	・・・商品やサービスをあらわすマークの使用に関する権利

（3）その他　半導体回路配置、種苗の品種（種苗法）、商号など

2 違法なサイトから音楽を無料でダウンロードすると誰にどのような影響を及ぼすと考えられるか書いてみよう。

3 他人の著作物を利用するときに気をつけるルールとは何か書いてみよう。

4 偽ブランド品を買うと誰にどのような影響を及ぼすと考えられるか、書いてみよう。

5 違法コピー商品が流通しないために消費者としてできることを書こう。

めざせ!グリーンコンシューマー

持続可能な社会をめざして、環境に配慮した消費生活について学びます。教材では、身近な商品の購入や使用・廃棄の段階で消費者にできることを取り上げました。

(1)グリーンコンシューマー(Greenconsumer)

グリーンコンシューマーとは、「環境に配慮した消費者」を意味する言葉で、消費者が日常的な買い物での商品の選び方、商品の利用や廃棄の仕方を見直すことによって、経済や環境に良い影響を与えることが期待されます。

1988年にイギリスで環境により良い商品などを紹介した「グリーン・コンシューマーガイド」が出版され、アメリカやカナダなどに広まり、日本でも平成6(1994)年に「地球にやさしい買い物ガイド」が出版されました。

その後、環境に配慮したお店や商品を選ぶ運動として、世界各国でグリーンコンシューマー活動が行われるようになりました。

(2)ライフサイクルアセスメント(LCA)

ライフサイクルアセスメントとは、ある製品のライフサイクルの各段階(原料の採取→部品製造→製品製造→流通→消費・使用→廃棄・リサイクル)において発生する環境への負荷を、科学的、定量的、客観的に評価する手法のことです。

製品のライフサイクル全体の環境負荷を可視化することで、消費者による環境負荷の少ない商品選択に役立つほか、企業による環境負荷の少ない製品づくりに役立つことが期待されています。

(3)環境家計簿

環境家計簿とは、家庭での環境負荷の発生を家計収支計算のように記録するもので、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に、二酸化炭素(CO_2)排出係数を掛けて、家庭でのCO_2排出量を計算します。環境家計簿をつけることで、消費者が環境への意識を高め、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことを期待しています。

※二酸化炭素排出係数:電気0.355、都市ガス2.29、ＬＰガス6.5、水道0.36、灯油2.5、ガソリン2.3、可燃ごみ0.34(排出係数は平成22(2010)年1月現在の最新値)

(4)フードマイレージの計算

フードマイレージ(Food Mileage 単位:ｔ・km)は、輸入食料の総重量(ｔ)に輸送距離(ｋｍ)を掛けたもので、輸送に伴う環境負荷を示す指標です。その数値が高いほど、環境への負荷が大きいと推測できます。ただし、輸送手段や温室栽培の有無などを考慮する必要もあります。

(5)フェアトレードラベル運動と国際ネットワーク

フェアトレードラベル運動は、発展途上国の生産者の製品の販路拡充に向け、国際フェアトレード基準を設定し、基準を満たす製品にラベルを貼る取組。1988年にオランダではじまり、その後ドイツを中心に広まり、1997年には「国際フェアトレードラベル機構(FLO=Fairtrade Labeling Organizations International)が設立されました。加盟国は、ヨーロッパほぼ全域とアメリカ、カナダ、日本の計24ヶ国。中南米、アフリカ、アジアの計60ヶ国、約800の生産者団体がFLOの生産者認証を受けています。(平成21(2009)年12月現在)

(6)消費生活と環境についてさらに調べるには

- 環境省「環境ラベル等データベース」 http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/
- 環境省「我が家の環境大臣」 http://www.env.go.jp/policy/wagaya/
- グリーン購入ネットワーク(GPN) http://www.gpn.jp/
- フードマイレージ・キャンペーン http://www.food-mileage.com/calculator/
- フェアトレード・ラベル・ジャパン http://www.fairtrade-jp.org/

■授業展開例⑦「環境に配慮した消費行動について考えよう」

＜学習のねらい＞

①自分の消費行動が環境に影響を与えていることを理解し、環境に配慮した具体的な行動とその影響について考える。
②「グリーンコンシューマー」として、身近な商品の購入・使用・廃棄の段階での工夫について考える。

＜授業展開例＞

過　程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導　入	○「グリーンコンシューマーの10原則」を確認し、関心をもつ。	・グリーンコンシューマーの概念とグリーンコンシューマー10原則を拡大表示して提示する。 **※教材p.25を参照**
展　開	○自分が普段の消費生活ですでに意識して取り組んでいること、これから取り組みたいと思っていることを書き出す。 ・必要なものを買うようにしているが、無駄にしてしまうものも結構ある。 ・ペットボトルもたまに買うが、できるだけマイボトルを持っていくようにしている。など	・兵庫県で推進している循環型社会づくりについて説明する。
	○環境への影響評価として、ライフサイクルアセスメント（LCA）の考え方を確認する。	・ライフサイクルアセスメント（LCA）の考え方を説明する。
	○グループに分かれて、「循環型社会づくり」に向けた具体的なエコ活動とその期待される効果などについて、資料をもとに話し合う。（インターネットで情報を収集してもよい）	・グループで扱うテーマに関連して、具体的な効果や影響について扱った参考資料・情報を収集し、検討、整理する。
	・エコバック（マイバック）の推進とレジ袋の削減の例 ・地産地消とフードマイレージの計算の例 ・省エネ製品の購入と使用の例 ・環境家計簿とCO2の削減効果 ・フェアトレード商品の購入　など	・資料を調べる時間、まとめる時間を確保する。
	○グループで集めた情報を整理し、まとめた結果について考察を加える。	・適宜、パワーポイントやパネルを使って他の人にわかりやすく紹介する。図表や数値を紹介する場合は資料の出所を明示するように伝える。
	○各グループの成果発表について意見交換を行う。	・発表はグループ全員で前に出てきて行い、発表後に質疑応答を行う。
まとめ	○「循環型社会」をめざして、消費者として普段の生活レベルでできるエコ活動について、振り返る。	・本日の学習を振り返り、成果を確認する。

ワークシート⑦の解答例

1　教材25ページを参照　2　教材25ページを参照　3　手引き26ページを参照　4　手引き26ページを参照

ワークシート⑦

年　　組　　番（　　）

環境に配慮した消費行動について考えよう

1 **「グリーンコンシューマーの10原則」を参考に、自分が普段の生活ですでに取り組んでいること、これから取り組みたいこととその理由を以下に書こう。**

（例）マイバックやマイ箸の利用など

すでに取り組んでいること	これから取り組みたいこととその理由

2 **具体的な商品・モノを購入・使用・廃棄するときの環境への配慮について考えてみよう。**

商品・品物	Reduce　減らす	Reuse　再使用する	Recycle　再資源化する
例：衣服			

3 **ライフサイクルアセスメント（LCA）とは何か書いてみよう。**

4 **具体的なエコ活動について、その期待される効果について調べよう。**

（例）エコバッグ、地産地消・フードマイレージ、省エネ製品、環境家計簿、フェアトレードなど

テーマ：（　　）

消費者問題の歴史から学ぼう

第2次世界大戦後から現在まで、消費者を取り巻く様々な問題が起こりました。歴史的な流れのなかで、消費者問題の発生と、それらを解決し、未然に防ぐための行政の取組について学びます。

●1945年～　戦後の復興期

深刻な食糧危機とモノ不足の時代で、粗悪品や有害な食品、ヤミ業者が横行していました。

昭和20（1945）年に大阪の主婦たちが始めた物資獲得運動や、昭和23（1948）年に主婦連合会結成のきっかけとなった不良マッチ追放運動から消費者運動が始まりました。

●1960年代　高度成長期

高度経済成長により、大量生産、大量販売、大量消費が広がりました。白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫が三種の神器と呼ばれた時代です。一方で、生命や身体に危害を与える消費者被害（森永ヒ素ミルク事件、サリドマイド事件、カネミ油症事件など）や消費者問題（ニセ牛缶事件）が発生しました。

【兵庫県の動き】

※昭和40（1965）年　全国初の消費生活センター　兵庫県立神戸生活科学センター設置

昭和40（1965）年11月、消費者利益の擁護と県民生活の安定向上のため、全国初の消費生活センターとなる県立神戸生活科学センターを開設しました。

その後、昭和55(1980)年までの間に、６つの生活科学センターと、消費者のために開かれた試験研究施設として生活科学研究所を開設しました。現在、神戸の生活科学センターと生活科学研究所は統合して「県立生活科学総合センター」となり、消費生活相談、苦情原因究明テスト、不当な取引行為を行う事業者の指導・処分、市町支援などを一体的に進めています。

【国の動き】

※昭和43（1968）年　消費者保護基本法の制定

消費者政策の基本的な枠組みとなる「消費者保護基本法」を制定。５月30日に施行されたことから、毎年５月を「消費者月間」とし、全国で消費者啓発事業等が行われています。

●1970年代　消費者被害が表面化した時代

高度経済成長による公害問題の深刻化、オイルショックによる経済パニックが起こりました。大量生産された商品が訪問販売やキャッチセールスなどで販売されるようになり、消費者被害が表面化してきました。

【国の動き】

※昭和45（1970）年　国民生活センターの設置

国民生活の安定及び向上に寄与するため、苦情相談や商品テスト、教育研修などを担う国民生活センターを設置しました。

【兵庫県の動き】

※昭和49（1974）年　都道府県で最初の消費者保護条例を制定

すべての県民が安心して、より良い消費生活を送れるよう、全国の都道府県に先がけて、昭和49（1974）年9月に「消費者保護条例」を制定しました。

●1980年代　低成長時代からバブル期へ

低成長の時代となり、違法な企業活動に対する非難が高まるとともに、カード社会の進展、貿易の自由化などが進みました。不景気のなかで、消費者金融による被害が続出し、悪質商法による被害も増えました。昭和61(1986)年11月からは53カ月続いたバブル経済で国民全体が踊らされた時代です。豊田商事事件など、資産形成取引における消費者被害が多発しました。

●1990年代　規制緩和と自己責任の時代へ

規制緩和や環境問題など地球的規模での課題がクローズアップされ、消費者の自己責任が問われる時代になりました。商品・サービスの多様化で、消費者の選択の自由は拡大しましたが、消費者と事業者の情報・交渉力の格差が広がり、消費者契約でのトラブルが目立つようになりました。

●2000年以降　消費者の権利を実現する時代へ

規制緩和、高度情報化、国際化が進むなか、新しい商品やサービスが登場し、消費者トラブルの内容も複雑・多様化してきました。携帯電話やインターネットの普及による消費者被害が多発しています。

【国の動き】

※平成16（2004）年　消費者基本法の施行

消費者保護に重点を置いた「消費者保護基本法」を改正し、「消費者基本法」として公布・施行しました。消費者と事業者の間の情報の質、量、交渉力等の格差を認めたうえで、これまでの事業者規制に加え、消費者の権利の尊重及び自立の支援を消費者政策の中心としています。

【兵庫県の動き】

※平成17（2005）年　消費生活条例の施行

「消費者保護条例」を抜本的に改正し、「消費生活条例」を施行しました。安全で安心できる生活基盤の確保に加え、消費者の自立を育成・支援していくため、消費者の権利の尊重、自立の支援等を消費者施策の基本理念として規定しています。

消費者の権利と責任

消費者の権利は、アメリカのケネディ大統領が1962年消費者保護特別教書の中で最初にあげました。（「安全である権利」「知らされる権利」「選ぶ権利」「意見を反映される権利」の４つの権利）。その後、国際消費者機構（CI））が1982年に消費者の権利と責任を規定しました。消費者基本法や消費生活条例には国際消費者機構（CI）の８つの権利がすべて明記されています。

【消費者の権利】

①生活の基本的ニーズが保証される権利（食料や医療、教育など生活の基礎的なニーズが保障される権利）
②健全な環境の中で働き生活する権利（安全が脅かされることなく、危険でない環境で生活し、働くことができる権利）
③安全である権利（商品、サービスによって、生命及び身体、財産を侵されない権利）
④知らされる権利（商品、サービスを選択、使用または利用するために、適正、適切な表示等による情報提供を受ける権利）
⑤選ぶ権利(提供される多種多様な商品、サービスについて、冷静に合理的な判断ができる環境で選べる権利)
⑥意見を反映される権利（意見を発する場が与えられ、それが最大限に反映されることを求める権利）
⑦補償を受ける権利（欠陥商品や不適切な契約、あるいは不満足なサービスについてのトラブルから救済される権利）
⑧消費者教育を受ける権利（商品やサービスを選択するために必要な知識や能力についての教育が受けられる権利）
⑨商品及び役務について適正な取引条件が確保される権利（消費者に不利益をもたらすような不当な取引条件を強制されず、契約の勧誘時や履行時などに事業者に不適正な取引行為を行わせない権利）

※⑨の権利は消費生活相談の多くが、架空請求や悪質商法等の契約に関する苦情であることから、消費者の権利の一つとして明確化するため、兵庫県の消費生活条例でのみ規定した権利です。

【消費者の責任】

①批判的意識を持つ責任　②主張し行動する責任　③社会的弱者への配慮責任　④環境への配慮責任　⑤連帯する責任

＊消費者は事業者に比べて弱い立場にあるため、権利が確保されることにより、利益の擁護及び増進がはかられます。一方、その権利を獲得する表裏の関係として、負うべき責任があることを自覚することが大切です。権利を行使し、責任をまっとうしてこそ、かしこい消費者になれるのです。

【国の動き】

※平成21（2009）年９月　消費者庁・消費者委員会の設置

食品の偽装表示や製品事故、悪質商法など、消費者の生活を脅かす事件・事故が多発する中、平成21（2009）年９月国は消費者行政の司令塔として消費者庁を設置するとともに、その監視役として消費者委員会を設置しました。

【兵庫県の動き】

※平成21（2009）年４月　兵庫県消費者行政推進本部設置

知事を本部長とする「兵庫県消費者行政推進本部」を設置し、消費者・事業者・行政の信頼と協働による消費生活の推進を基本方針として、消費者被害に遭わないための学習機会の充実等消費者力向上に向けた取り組みや、事業者自主行動基準の導入等事業者による信頼確立への支援などさまざまな取り組みを推進しています。

このマークは、消費者（ふくタン）、事業者（こうタン）、行政（はばタン）の信頼と協働により、安全で安心なくらしを実現する兵庫県の消費者行政の理念を表しています。

高校生向け消費者教育教材作成検討委員会　委員一覧

石井　稔	兵庫県立神戸商業高等学校校長
髙田　恭一	兵庫県立星陵高等学校教諭
中村　真理子	兵庫県立伊川谷北高等学校教諭
菅　　素子	神戸村野工業高等学校教諭
倉橋　良太	兵庫県教育・情報局教育課企画専門員
柴田　憲作	兵庫県教育委員会事務局高校教育課指導主事
加古　博志	兵庫県立但馬生活科学センター所長
浅井　伸行	兵庫県立淡路生活科学センター所長
武田　博	兵庫県立生活科学総合センター研修広報部主幹兼企画研修課長
村上　和典	兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課長
東元　良宏	兵庫県健康福祉部生活消費局消費生活課長

これだけは知っておきたい！

消費生活のキホン

指導の手引き

制作・著作　兵庫県健康福祉部生活消費局消費生活課
〒650-8567　神戸市中央区下山手通5-10-1
電話：078-362-3157　FAX：078-362-4022
制作協力　財団法人 消費者教育支援センター

※この冊子は再生紙を使用しています。

平成22年12月発行
22健P2-075A4